

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（本文）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機構集積協力金交付事業</p> <p>担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、<u>別記2-1及び別記2-2により補助します。</u></p> <p>(1) 地域集積協力金交付事業</p> <p><u>地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、農地の集積・集約化に取り組む地域</u>に対し、協力金を交付します。</p> <p>(2) 経営転換協力金交付事業</p> <p>機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付します。</p> <p>[削る。]</p> <p><u>(3) 機構集積協力金推進事業</u></p>	<p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機構集積協力金交付事業</p> <p>担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、<u>別記2により補助します。</u></p> <p>(1) 地域集積協力金交付事業</p> <p>地域内の農地の一定割合以上を機構に<u>貸し付けた地域</u>に対し、協力金を交付します。</p> <p>(2) 経営転換協力金交付事業</p> <p>機構に農地を貸し付けることにより<u>（又は集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより）、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人並びに東日本大震災における被災農地貸付者</u>に対し、協力金を交付します。</p> <p><u>(3) 耕作者集積協力金交付事業</u></p> <p><u>機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」といいます。）第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者（以下「借受希望者」といいます。）が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者又は2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付けた当該農地の所有者若しくは当該農地を機構に貸し付けた時点において当該農地を耕作していた農業者</u>に対し、協力金を交付します。</p> <p>(4) 機構集積協力金推進事業</p>

都道府県及び市町村が実施する（１）及び（２）の協力金の交付に要する経費を補助します。

（４）農地整備・集約協力金交付事業

農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「耕作条件実施要綱」といいます。）に基づいて行われる事業をいいます。）の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、当該農地耕作条件改善事業（以下「対象となる農地耕作条件改善事業」といいます。）の事業実施主体に対して、協力金を交付します。

3 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記3により交付します。

（１）農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法等に基づき農業委員会等が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査、農地台帳の整備、所有者不明農地の権利関係調査及び農地所有者等の意向確認調査等）に要する経費について交付金を交付します。

（２）農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。

（３）広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構[※]が行う農業委員会等に対する支援、農地に関する情報の整理及び提供等に要する経費について交付金を交付します。

都道府県及び市町村が実施する（１）から（３）までの協力金の交付に要する経費を補助します。

[新設]

3 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記3により補助します。

（１）農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法に基づき農業委員会等が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査及び農地台帳の整備等）に要する経費について補助金を交付します。

（２）農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について補助金を交付します。

（３）広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構[※]が行う農業委員会等に対する支援、農地に関する情報の整理及び提供等に要する経費について補助金を交付します。

(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助金を交付します。

ア・イ [略]

ウ 農地情報公開システムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費について補助金を交付します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)から(3)まで及び2の(1)から(3)までの事業については、平成27年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

2～4 [略]

第5 事業実施主体

1 [略]

2 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業及び経営転換協力金交付事業

ア・イ [略]

(2) [略]

(3) 農地整備・集約協力金交付事業

本事業の事業実施主体は、対象となる農地耕作条件改善事業の事業実施主体とし、都道府県とします。

(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次のア及びイに要する経費について補助金を交付します。

ア・イ [略]

[新設]

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)、(2)、(3)及び2の事業については、平成27年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

2～4 [略]

第5 事業実施主体

1 [略]

2 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び耕作者集積協力金交付事業

ア・イ [略]

(2) [略]

[新設]

3 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア [略]

イ ア以外の流用（第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び2の事業間の流用に限る。）であって、第6の3の（3）のイにより申請し、第6の3の（4）の承認を受けた場合

(3)～(6) [略]

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ [略]

ウ [削る。]

3 [略]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア [略]

イ ア以外の流用（第3の1及び2の事業間並びにこれらの事業の事業資金相互間の流用に限る。）であって、第6の3の（3）のイにより申請し、第6の3の（4）の承認を受けた場合

(3)～(6) [略]

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ [略]

ウ 都道府県知事は、別記2第10の4の交付基準について、都道府県計画の申請の前に、別紙様式第4-2号により地方農政局長等へ承

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) [略]

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

ア～エ [略]

4 [略]

5 都道府県基金事業の完了報告

(1) [略]

(2) 市町村長は、毎年度、3の(2)の事業が完了したときは、市町村機構集積協力金交付事業(年度別)完了報告書(別紙様式第3号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

また、都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、都道府県知事が市町村事業完了報告書を作成します。

(3) [略]

6～8 [略]

第7 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合の借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積

認の申請をしてください。ただし、都道府県計画に第3の2の事業の実施計画が含まれていない場合は、この限りではありません。

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県計画及び交付基準の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画及び交付基準を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) [略]

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

また、交付基準を変更する場合は、(3)のウ及び(4)の手続を準用します。

ア～エ [略]

4 [略]

5 都道府県基金事業の完了報告

(1) [略]

(2) 市町村長は、毎年度、3の(2)の事業が完了したときは、市町村機構集積協力金交付事業(年度別)完了報告書(別紙様式第3号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

なお、都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、都道府県知事が市町村事業完了報告書を作成します。

(3) [略]

6～8 [略]

第7 借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理事業等推進事業及び機構集積協力金交付事業

第4の2により補助事業として実施する場合の借受農地管理等事業、農地集積奨励金交付事業、農地中間管理機構事業等推進事業及び機構集

協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業
(以下「借受農地管理等事業等」といいます。)に係る事業計画の作成
及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1～3 [略]

第8 [略]

第9 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1)～(5) [略]

(6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都
道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)
までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。ただし
、生じた変更が別紙機構集積支援事業経費内訳の総事業費うち交付
金額の合計額が既に承認された額の同額以下の場合においては、(1)
から(3)までの手続に準じて、地方農政局長等に届け出るものとし、
届出をもって地方農政局長等の承認があったものとみなします。

第3の3の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実
施

(7)～(9) [略]

2・3 [略]

第10 農地整備・集約協力金交付事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における市町村長は、
都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係
する農業者と必要な調整を行った上で、農地整備・集約協力金交付事
業意向届(別記様式第12-1号。以下「意向届」といいます。)及び
市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別記様式第12-2号。
以下「市町村整備・集約計画」といいます。)を都道府県知事に提出

積協力金交付事業(以下「借受農地管理等事業等」といいます。)に係
る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1～3 [略]

第8 [略]

第9 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1)～(5) [略]

(6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都
道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)
までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

第3の3の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実
施

(7)～(9) [略]

2・3 [略]

[新設]

します。

(2) 都道府県知事は、意向届及び市町村整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、市町村整備・集約計画を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付計画（別紙様式第12-2号。以下「都道府県整備・集約計画」といいます。）を作成し、別紙様式第12-3号により、地方農政局長等（ただし、北海道にあつては農村振興局長。以下農地整備・集約協力金交付事業に関して同じとします。）に対し承認の申請をしてください。本事業の承認の申請については、対象となる農地耕作条件改善事業の事業採択の申請と同時に、同じ申請先に対して行うこととします。

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画の作成にあつては、特に対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における耕作条件実施要綱に定める事業計画等（以下「耕作条件事業計画等」といいます。）との整合について、留意してください。

(3) 地方農政局長等は、(2)により提出された都道府県整備・集約計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、都道府県整備・集約計画を承認するとともに、別紙様式第12-4号により、その結果を都道府県知事に通知するものとします。都道府県知事は、承認の通知を受けた場合には、遅滞なく市町村長にその写しを送付するものとします。

(4) 都道府県知事は、耕作条件事業計画等において耕作条件実施要綱に定める重要な変更が生じた場合、(1)から(3)までの手続を準用して、都道府県整備・集約計画を変更してください。

(5) 市町村整備・集約計画及び都道府県整備・集約計画は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」といいます。）附則第3条第1項の特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画及び次世代農業発展計画によって、構成されます。

(6) 対象となる農地耕作条件改善事業を土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施する場合に、令附則第3条第1項の農林水産大臣が定める基準は、以下に掲げる事項が明かなものであることとします。

ア 計画区域の概況

イ 担い手の見通し

ウ 担い手の経営規模の拡大の見通し及びこれを実現するために必要な農地集積・集約化の内容

2 事業の完了報告

(1) 市町村長は、毎年度、事業が完了したときは、市町村農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第12-5号。以下「市町村整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告します。

(2) 都道府県知事は、毎年度、市町村整備・集約事業完了報告書を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第12-5号。以下「都道府県整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、地方農政局長等へ報告してください。

(3) 地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとします。

(4) 都道府県知事は、(3)の規定による指導を受けた場合には、改善措置を講じた上で、必要に応じて、都道府県整備・集約計画を修正し、地方農政局長等に提出しなければなりません。

3 事業の中止又は廃止

(1) 農地整備・集約協力金交付事業の廃止時期は、平成35年度とします。

(2) 都道府県知事は、農地整備・集約協力金交付事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。

(3) 地方農政局長等は、(2)の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

第11 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に

第10 国及び都道府県等による補助

1 国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表2に

掲げるものに限ります。)を対象として、都道府県、機構、全国農業委員会ネットワーク機構及び参入促進団体に対して補助金等を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) [略]

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の4で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された交付金を財源として交付を行います。

イ [略]

ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(3) 農地整備・集約協力金交付事業

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画に記載された事業実施年度内に本事業を完了してください。

掲げるものに限ります。)を対象として、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構及び参入促進団体に対して補助金を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) [略]

(2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の4で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ [略]

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第9の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

[新設]

第12 補助金等の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくは都道府県農地整備・集約事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、

第11 補助金の返還等

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書若しくは全国ネットワーク機構事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は参入促進団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

2 都道府県は、国から1に基づき補助金の返還命令があった場合は、都

都道府県基金事業等又は機構支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

3・4 [略]

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県農地整備・集約計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1、2若しくは3の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び3の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記し

都道府県基金事業等又は機構支援事業の事業実施主体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。

3・4 [略]

第12 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の8の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1、2若しくは3の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第13 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2及び3の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した

た交付決定前着手届（別紙様式第11号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の3の（3）の事業（農地情報公開システムの利用に係る経費に限る。）及び（5）のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、人・農地プランの^{*}実質化支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成30年4月1日付け29政統第1973号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第16・第17 [略]

第18 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課（ただし、農地整備・集約協力金交付事業に関しては農林水産省農村振興局農地資源課）に文書で照会し、文書で回答を求められます。

交付決定前着手届（別紙様式第11号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の3の（3）の事業（農地情報公開システムの利用に係る経費に限る。）及び（5）のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

第14 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、人・農地プランの見直し支援等並びに経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）及び直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第15・第16 [略]

第17 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求められます。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3200号、平成31年4月1日付け30農振第4095号）

1 この通知は、平成31年4月1日から施行します。

2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成30年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

改正後		現行	
(別表1)		(別表1)	
用語	定義	用語	定義
[略]	[略]	[略]	[略]
農地中間管理機構	<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」といいます。）</u> 第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。	農地中間管理機構	<u>機構法第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」</u> をいいます。
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>団地</u>	以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない <u>2筆以上の隣接する農地</u> をいいます。 ①～⑤ [略]	<u>隣接する農地</u>	以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地をいいます。 ①～⑤ [略]
人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。 <u>以下「人・農地実施要綱」といいます。</u> ）第2の人・農地プランをいいます。	人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の <u>1の事業（人・農地プラン作成事業、人・農地プランの見直し支援等事業）</u> 、 <u>別記1第1の人・農地プラン、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスタープラン作成事業）</u> で作成した経営再開マスタープラン及びこれら事業

[略]	[略]
<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>
<u>[削る。]</u>	<u>[削る。]</u>
[略]	[略]

	に準じて市町村が独自に作成・更新したプランを いいます。
[略]	[略]
被災農地貸付者	<u>貸付けを行っていた農地の全部又は一部が、東 日本大震災に係る津波により流出や冠水の被害を 受けた者で津波発生時点に農業経営を行っていな かった者をいいます。</u>
新規集積農地面積	以下の1から2を差し引いた農地面積その他農 林水産省経営局長が特に認める面積をいいます。 <u>1 事業実施年度の前年度の1月1日から事業実 施年度の12月末日までに機構法第18条第4項に 基づき都道府県知事が認可した農用地利用配分 計画により担い手に賃借権の設定等（同条第1 項に規定する「賃借権の設定等」をいいます。 以下同じ。）を行った農地</u> <u>2 事業実施年度の前年度の1月1日から事業実 施年度の12月末日までに機構法第18条第4項に 基づき都道府県知事が認可した農用地利用配分 計画により賃借権の設定等を行った農地のうち、 （1）機構に貸し付けられる日の前1年以内に担 い手が所有権や賃借権等に基づく耕作又は特 定農作業受託をしたことがある農地</u> <u>（2）機構から担い手へ賃借権の設定等を行っ ていた農地</u>
[略]	[略]

(別表2)

区 分	内 容	注 意 点	補 助 率
1～4 [略]			
5 機構集積協力金交付事業費			
機構集積協力金	第3の2の(1)、(2)及び(4)の事業により交付される協力金		定 額
推進事業費	第3の2の(3)の事業により交付される推進事業費	以下の①～④の範囲内において対象とします。	
[略]	[略]	[略]	[略]
6 機構集積支援事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
手当	第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会	手当の単価について	定額 ただ

(別表2)

区 分	内 容	注 意 点	補 助 率
1～4 [略]			
5 機構集積協力金交付事業費			
機構集積協力金	第3の2の(1)から(3)までの事業により交付される協力金		定 額
推進事業費	第3の2の(4)の事業により交付される推進事業費	以下の①～④の範囲内において対象とします。	
[略]	[略]	[略]	[略]
6 機構集積支援事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
手当	第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会	手当の単価について	定額 ただ

	議及び打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	し、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
[略]	[略]	[略]	[略]

1・2 [略]

	議及び打合せ等に出席した農業委員（農業委員会法第8条第1項に基づき任命された農業委員（農地法第25条第2項に規定する仲介委員を除きます。）を除きます。）及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	し、第3の3の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
[略]	[略]	[略]	[略]

1・2 [略]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別紙様式）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事 （農林水産省経営局長） 宛 （〇〇地方農政局長） （内閣府沖縄総合事務局長）</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長 （〇〇市町村長） （〇〇農業委員会会長） （〇〇都道府県知事） 氏 名 印</p> <p>平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（1）（第6の3の（2）、（3）又は（6））に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。</p> <p>添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、都道府県計画（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用計画（別紙様式第4-2号）</p>	<p>別紙様式第1号 [略]</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇都道府県知事 （農林水産省経営局長） 宛 （〇〇地方農政局長） （内閣府沖縄総合事務局長）</p> <p style="text-align: right;">〇〇農地中間管理機構の長 （〇〇市町村長） （〇〇農業委員会会長） （〇〇都道府県知事） 氏 名 印</p> <p>平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の3の（1）（第6の3の（2）、（3）又は（6））に基づき、事業実施計画（機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画）の承認（変更）を申請します。</p> <p>添付資料：機構計画（別紙様式第1号）、市町村計画（別紙様式第3号）、都道府県計画（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用計画（別紙様式第4-3号）</p>

別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体		市町村

平成〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
(1) 集積・集約化タイプ	(円)	(円)
(2) 集約化タイプ	(円)	(円)
2 経営転換協力金交付事業	円	円
3 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

[削る。]

別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体		市町村

平成〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

(1) 必要経費

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 経営転換協力金交付事業	円	円
3 耕作者集積協力金交付事業	円	円
4 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

(2) 新規集積農地面積

新規集積農地面積		ha
内	地域集積協力金の交付対象地域内	ha
訳	上記以外	ha

注：「新規集積農地面積」には、別表1の新規集積農地面積に該当する面積を記載してください。

新規集積農地面積の内訳として、「地域集積協力金の交付対象地域内」には、別記2第4の3の(1)に該当する面積、「上記以外」には、別記2第4の3の(2)に該当する面積を記載してください。なお、農林水産省経営局長が特に認める農地面積が含まれる場合は、かっこ書きでその数値を付記するとともに、認められた種類毎に面積が確認できる資料を添付してください。

2 地域集積協力金交付事業

(1) 集積・集約化タイプ

「地域」名	地域区分	交付単価 区分	交付対象 面積 (A)	機構の 活用率	交付 単価 (B)	交付額 (A)×(B)	プランの 対象地区 名(地区 内集落名)
		一般					
		一般(直払農地)					
		中山間					
		計					
		一般					
		一般(直払農地)					
		中山間					
		計					
		一般					
		一般(直払農地)					
		中山間					
		計					
合計							

[削る。]

2 地域集積協力金交付事業

プランの エリア名 及び「地 域」名	地域内の 農地面積 (A)	貸付面積 (B)	交付対象面積 (C)		交付単価 (D)	交付額 (C)×(D)
			貸付率 (B/A)	うち個人タイ プ重複交付 対象面積		
	ha	a (%)	a	a	円/10a	円
	ha	a (%)	a	a	円/10a	円
	ha	a (%)	a	a	円/10a	円
	ha	a (%)	a	a	円/10a	円
合計	ha	a (%)	a	a	円/10a	円

注1：地域集積協力金交付事業の対象地域ごとに記載してください。

注2：「プランのエリア名」には、人・農地プランに記載している「集落/地域名」を記載ください。

注3：「貸付面積」は機構への貸付面積、「交付対象面積」は交付対象となる面積、「うち個人タイプ重複交付対象面積」は経営転換協力金又は耕作者集積協力金と重複して交付対象となる面積を記載してください。

注4：「農地面積」は、「地域」内の農振区域内の農地面積を農地台帳に基づき記載ください。

1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

注5：完了報告書においては、「貸付面積」は12月末時点の機構への貸付面積（ストック面積）

を機構からの情報提供等に基づき記載ください。1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

注6：交付単価は集積率に応じ記載してください。

注7：「地域」ごとに、貸付前の農地利用の状況と、貸付後の農地集積・集約化の取組が分かる図面を添付してください。なお、図面においては「地域」の外縁を明示してください。

また、一度設定した「地域」は次年度以降の協力金の算定においても原則用いられますので、市町村内で十分検討の上、決定ください。

注8：「交付額」の用途は都道府県、市町村及び「地域」の協議により決定ください。

[新規]

(2) 集約化タイプ

「地域」名	交付対象面積 (A) a	機構の活用率 %	交付単価 (B) 円/10a	交付額 (A)×(B) 円	プランの対象 地区名(地区 内集落名)
合計					

3 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換	a	戸	円
リタイア	a	戸	円
相 続	a	戸	円
合 計	a	戸	円

[削る。]

3 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
リタイア (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
相 続 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
貸 付 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円
合 計 (計)	a	戸	円
・0.5ha以下	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	戸	円
・2ha超	a	戸	円

注1：「経営転換」は、別記2第6の1の(1)、「リタイア」は別記2第6の1の(2)、「相続」は別記2第6の1の(3)、「貸付」は別記2第6の1の(4)の交付対象者につき記載ください。

注2：集落営農組織への特定農作業委託に係る内訳は、括弧書き内数として記載ください。

注3：「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

[削る。]

4 機構集積協力金推進事業

事 項	内 容	金 額
通信・消耗品費		円
振込手数料		円
交付事務費		円
合 計		円

作成要領

1 地域集積協力金交付事業

【各タイプ共通】

(1) 対象地域ごとに記載してください。

注4：「貸付」は別記2別表1に掲げる東日本大震災の被災50市町村のみが対象です。

注5：交付対象者が機構に貸し付けた農地が1筆以上機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

注6：都道府県が作成した交付基準により交付単価区分を変更した場合は、変更した交付基準の交付単価区分に修正してください。

4 耕作者集積協力金交付事業

	面積 (A)	筆数	交付単価 (B)	交付額 (A)×(B)
借受農地の隣接地	a	筆	円/10a	円
応募者の隣接地	a	筆	円/10a	円
集 団 農 地	a	筆	円/10a	円
合 計	a	筆	円/10a	円

注1：「借受農地の隣接地」は別記2第7の2の(1)のアの(ア)の要件に該当するもの、「応募者の隣接地」は別記2第7の2の(1)のアの(イ)に該当するもの、「集団農地」は別記2第7の2の(1)のイに該当するものについて記載ください。

注2：交付対象農地が機構から受け手に貸し付けられ、かつ、当該交付対象農地を機構から借り受けた者が当該交付対象農地を含め、別記2第7の2の(1)のイの要件を満たす2筆以上の農地を経営することが要件となります。

5 機構集積協力金推進事業

事 項	内 容	金 額
通信・消耗品費		円
振込手数料		円
交付事務費		円
合 計		円

[新規]

(2) 面積を記載する際には、農地台帳に基づき記載してください。また、記載は1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

(3) 「プランの対象地区名（地区内集落名）」には、人・農地プラン又は人・農地プランの実質化に向けた行程表に記載している「対象地区名（地区内集落名）」を記載してください。なお、地区内集落名は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。

(4) 「交付対象面積」、「機構の活用率」等の算定に用いたバックデータを、市町村計画の申請の際にデータファイルにより都道府県に提出してください。

(5) 「地域」ごとに、農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（担い手ごとの集積・集約化の状況が分かる図面等）を添付してください。

なお、図面においては「地域」の外縁を明示してください。

【集積・集約化タイプ】

(1) 「地域区分」には、以下により記載してください。

① 「地域」の全域が、農林統計上用いられている地域区分が中間農業地域と山間農業地域に該当する地域であって、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域の場合：「中山間」

② 「地域」の全域が①以外の地域の場合：「一般」

③ 「地域」に①の地域と②の地域が混在する地域の場合：「一般／中山間」

(2) 「交付単価区分」は、以下とおりです。

① 「一般」とは、一般地域の交付単価を適用した地域

② 「一般(直払農地)」とは、一般地域内の農地であって、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地で中山間地域の交付単価を適用した農地

③ 「中山間」とは、②を除いた中山間地域の交付単価を適用した地域

2 経営転換協力金交付事業

「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円
(1) 事業費

事業名	事業費			その他
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分		
(1)都道府県基金事業分				
①農地中間管理機構事業				
ア 借受農地管理等事業	円	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
（ウ）企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円
(1) 事業費

事業名	事業費			その他
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分		
(1)都道府県基金事業分				
①農地中間管理機構事業				
ア 借受農地管理等事業	円	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
（ウ）企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円

(2)補助事業分				
①農地中間管理機構事業				
ア 借受農地管理等事業	円	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 機構集積協力金交付事業における機構集積協力金推進事業（都道府県分）の計画

(2)補助事業分				
①農地中間管理機構事業				
ア 借受農地管理等事業	円	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円	円
②機構集積協力金交付事業				
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 機構集積協力金交付事業における機構集積協力金推進事業（都道府県分）の計画

事項	内容	金額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及指導活動		円

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1) 交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積
ha	ha

[削る。]

事項	内容	金額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及指導活動		円

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1) 交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積	耕作者集積協力金の交付対象面積
ha	ha	ha

(2) 新規集積農地面積

新規集積農地面積		ha
内	地域集積協力金の交付対象地域内	ha
訳	上記以外	ha

注：「新規集積農地面積」には、別表1の新規集積農地面積に該当する面積を記載してください。新規集積農地面積の内訳として、「地域集積協力金の交付対象地域内」には、別記2第4の3の(1)に該当する面積、「上記以外」には、別記2第4の3の(2)に該当する面積を記載してください。なお、農林水産省経営局長が特に認める農地面積が含まれる場合は、かっこ書きでその数値を付記してください。

(2) 市町村別内訳

市町村名	地域集積 協力金	経営転換 協力金	機構集積 協力金 推進事業	計
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

- ※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。
- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2の（1）及び（2）並びに3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 2の（3）の実質的負担額については、別記1別紙2の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。
- ※5 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

[削る。]

(3) 市町村別内訳

市町村名	地域集積 協力金	経営転換 協力金	耕作者集積 協力金	機構集積 協力金 推進事業	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

- ※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。
- ※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。
- ※3 2の（1）及び（2）並びに3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。
- ※4 2の（3）の実質的負担額については、別記1別紙2の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。
- ※5 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

別紙様式第4-2号

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長

〇〇地方農政局長 宛

内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事

氏 名 印

平成〇〇年度機構集積協力金交付事業の交付基準の承認（変更）申請に
ついて

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の3の(3)のウに基づき、交付基準の承認(変更)を申請します。

添付資料：別記2第10の4の交付基準

別紙様式第4-3号

都道府県基金の事業資金活用計画(又は完了報告)書

項目	前年度末 基金残額 ①	本年度 造成額 ②	基金合計額 ③ =①+②	事業額 ④	他の事業資金 からの流用額 ⑤ =④-③	他の事業資金 への流用額 ⑥	本年度末基金 残見込額 =③-④+⑤ -⑥
1 農地中間管理機構事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1) 借受農地管理等事業費	円	円	円	円	円	円	円
(2) 農地集積奨励金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(3) 農地中間管理事業等推進事業費	円	円	円	円	円	円	円
ア 都道府県推進事業費	円	円	円	円	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	円	円	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円	円	円	円	円	円	円
2 機構集積協力金交付事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1) 地域集積協力金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(2) 経営転換協力金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(3) 耕作者集積協力金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(4) 機構集積協力金推進事業費	円	円	円	円	円	円	円

別紙様式第5号

平成〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

[略]

(別紙1) [略]

別紙様式第4-2号

都道府県基金の事業資金活用計画(又は完了報告)書

項目	前年度末 基金残額 ①	本年度 造成額 ②	基金合計額 ③ =①+②	事業額 ④	他の事業資金 からの流用額 ⑤ =④-③	他の事業資金 への流用額 ⑥	本年度末基金 残見込額 =③-④+⑤ -⑥
1 農地中間管理機構事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1) 借受農地管理等事業費	円	円	円	円	円	円	円
(2) 農地集積奨励金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(3) 農地中間管理事業等推進事業費	円	円	円	円	円	円	円
ア 都道府県推進事業費	円	円	円	円	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	円	円	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円	円	円	円	円	円	円
2 機構集積協力金交付事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1) 地域集積協力金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(2) 経営転換協力金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(3) 機構集積協力金推進事業費	円	円	円	円	円	円	円

別紙様式第5号

平成〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

[略]

(別紙1) [略]

(別紙 2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
合 計 ((1)+(2))	円

2 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

(別紙 2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計 ((1)+(2))	円

2 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

3 支出

項 目	実 績		
	他事業費からの流用実施分		
	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	円	円	円
① 機構集積協力金交付事業費			
② 経営転換協力金交付事業費	円	円	円
③ 機構集積協力金推進事業費			
(2)その他(国への補助金返納等)	円	-	-
合 計 ((1)+(2))	円	円	円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

3 支出

項 目	実 績		
	他事業費からの流用実施分		
	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	円	円	円
① 機構集積協力金交付事業費			
② 経営転換協力金交付事業費	円	円	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費			
④ 機構集積協力金推進事業費	円	円	円
(2)その他(国への補助金返納等)	円	-	-
合 計 ((1)+(2))	円	円	円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

別紙様式第6号

平成〇〇年度事業完了報告書

番 号
年 月 日

別紙様式第6号

平成〇〇年度事業完了報告書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(〇〇農業委員会会長)
(〇〇都道府県知事)
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の5の(1)(第6の5の(2)又は(3))に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料: 機構事業完了報告書(別紙様式第1号)、市町村事業完了報告書(別紙様式第3号)、都道府県事業完了報告書(別紙様式第4-1号)又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第4-2号)

別紙様式第7号 [略]

別紙様式第8号
[略]

平成 年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業
1~10 [略]
11 所有者不明の農地の権利調査等

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(〇〇農業委員会会長)
(〇〇都道府県知事)
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の5の(1)(第6の5の(2)又は(3))に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料: 機構事業完了報告書(別紙様式第1号)、市町村事業完了報告書(別紙様式第3号)、都道府県事業完了報告書(別紙様式第4-1号)又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第4-3号)

別紙様式第7号 [略]

別紙様式第8号
[略]

平成 年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業
1~10 [略]
11 所有者不明の農地の権利調査

	件数	面積 (ha)
--	----	---------

	件数	面積 (ha)
--	----	---------

農地法第32条による調査		
農業経営基盤強化促進法第21条の2による調査		
その他の調査		

(注)事業完了報告書に当たっては、司法書士及び行政書士等への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。その他の調査とは、たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。

12・13 [略]

14 農地等の台帳の整備

(1)・(2) [略]

(3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業に要する経費（実績）

実施時期	内容

(4) 農地に関する地図の更新計画（実績）

[略]

(5) システム活用等計画（実績）

[略]

15・16 [略]

17 農地所有者等の意向確認調査

所有者不明の農地（調査前）		
うち利用意向調査に係るもの		
所有者が判明したもの（調査後）		
うち利用意向調査に係るもの		

(注)事業実施計画を作成する際には記載不要です。また、事業完了報告書に当たっては、行政書士への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

12・13 [略]

14 農地等の台帳の整備

(1)・(2) [略]

[新規]

(3) 農地に関する地図の更新計画（実績）

[略]

(4) システム活用等計画（実績）

[略]

15・16 [略]

[新規]

実施時期	調査項目	調査対象者数 人

(注)「調査対象者数」は、事業実施計画を作成する際は、調査対象の農地所有者等の人数の見込みを記載し、事業完了報告書を作成する際は、調査に対する回答を得た農地所有者等人数を記載してください。

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) [略]

(6) 農地情報公開システムに関する調査、指導・助言(実績)

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

2～4 [略]

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
	2. うち 交付金額		
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1～3 [略]			

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) [略]

[新規]

2～4 [略]

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
	2. うち 補助金額		
I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1～3 [略]			

4	農地等の台帳の整備			
	(1)台帳整備に必要な調査			
	(2)属性データの入力経費			
	(3)住基・固定台帳との照合作業			
	(4)農地に関する地図の更新			
	(5)システム活用等経費			
5	〔略〕			
6	農地所有者等の意向確認調査			
II・III 〔略〕				
合計				

(注)「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の交付金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

別紙様式第9号

〔略〕

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請（届出）について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（3）に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請（届出）します。

〔略〕

（別添）

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 〔略〕

4	農地等の台帳の整備			
	(1)台帳整備に必要な調査			
	(2)属性データの入力経費			
	(3)農地に関する地図の更新			
	(4)システム活用等経費			
5	〔略〕			
II・III 〔略〕				
合計				

(注)「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の補助金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

別紙様式第9号

〔略〕

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の1の（3）に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

〔略〕

（別添）

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 〔略〕

2 農地の利用状況等の調査

(1)～(5) [略]

(6) 所有者不明の農地の権利関係調査等

市区町村名	農業委員会名	農地法による調査		農業経営基盤強化促進法による調査		その他の調査	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
合計							

(注)農地法第32条による調査、農業経営基盤強化促進法第21条の2による調査及びその他の調査(たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。)を行った件数及び面積(ha)を記載してください。

3 [略]

4 農地等の台帳の整備

市区町村名	農業委員会名	調査担当者数 人	照合作業 (内容)	データ 入力 件	地図 更新 件	システム活用等	
						(活用時期)	(活用等 内容)
合計							

5 [略]

6 農地所有者等の意向確認調査

市区町村名	農業委員会名	調査対象者数 人

2 農地の利用状況等の調査

(1)～(5) [略]

(6) 所有者不明の農地の権利確認調査

市区町村名	農業委員会名	所有者不明の 農地の調査回数 延回	所有者不明の 農地の調査件数 件数
合計			

(注)事業実施計画を作成する際には、「所有者不明の農地の調査回数」及び「所有者不明の農地の調査件数」欄は記載不要です。

3 [略]

4 農地等の台帳の整備

市区町村名	農業委員会名	調査担当者数 人	データ 入力 件	地図 更新 件	システム活用等	
					(活用時期)	(活用等 内容)
合計						

5 [略]

[新規]

--	--	--

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) [略]

(6) 農地情報公開システムに関する調査、指導・助言(実績)

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

2～4 [略]

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項目	1. 総事業費	
	2. うち 交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業		
1～5 [略]		
6 <u>農地所有者等の意向確認調査</u>		
[略]		

別紙様式第10号

[略]

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) [略]

[新規]

2～4 [略]

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項目	1. 総事業費	
	2. うち 補助金額	
I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 [略]		

別紙様式第10号

[略]

(別添)

平成 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

(1)・(2) [略]

[削る。]

(3) その他

[略]

2 [略]

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)の(ア)から(ウ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

(別添)

平成 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

(1)・(2) [略]

(3) 農地情報公開システムの普及啓発に必要な取組の実施

実施時期	普及啓発の対象者	実施内容・方法	備考

(4) その他

[略]

2 [略]

[新規]

別紙様式第11号

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事
(団体名)
氏 名 印
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) 第14の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

[略]

別紙様式第12-1号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長 印

平成〇〇年度農地整備・集約協力金交付意向届

別紙様式第11号

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事
(団体名)
氏 名 印
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知) 第13の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

[略]

[新規]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成31年3月〇〇日付け30経営第〇〇号・平成31年3月〇〇日付け30農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（1）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業の実施に向けた意向を表明します。

- 添付資料：1 市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画
2 事業対象地域における以下のいずれかの資料
(1) 実質化された人・農地プラン
(2) 人・農地プランの実質化に向けた工程表

別紙様式第12-2号

[新規]

県	地区
作成月日	年 月
(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業実施計画	
〇〇地区	
平成 年 月 日	
〇〇県 〇〇市町村	

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業実施計画

(目次)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

(1) 農地整備・集約協力金交付概要

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

(3) 農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

2. 次世代農業発展計画

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

(1) 農地整備・集約協力金交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 (%)	
---------------------------	--

協力金交付率 (%)	
---------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業 の事業費（千円）※	交付額 （千円）
平成〇〇年度		
平成〇〇年度		
平成〇〇年度		
計		

※ハード事業のうち定率助成の事業費
※交付額は、千円単位切り捨てとする。

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

都道府県名	市町村名	地区名	型名	受益面積 (ha)	受益者数 (者)		
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費（千円） （うち協力金対象事業費※）	定率助成における負担割合（％）			
				国	都道府県	市町村	農家
			()				

※耕作条件改善要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の事業費

② 整備区域図

〇〇県 〇〇地区

〈位置図〉

（注）既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。

	主要工種等
既整備地域	・事業名：「○○事業」 ・地区名：「○○地区」 ・工期：○○年度～○○年度 ・工種：区画整理 ○ha 暗渠排水 ○ha ……
隣接する事業対象地域	・工種：区画整理 ○ha 暗渠排水 ○ha ……

凡例	
区分	既整備地域
	隣接する事業対象地域
	緑-----で囲む
	赤-----で囲む

(3) 農地集積・集約化概要

① 概要一覧

項目	既整備地域			隣接する事業対象地域					備考
	農用地面積 (ha) ①	担い手の 経営面積 (ha) ②	担い手の 農地集積率 (%) ③=②/①	農用地面積 (ha) ④	担い手の 経営面積 (ha) ⑤	担い手の 農地集積率 (%) ⑥=⑤/④	担い手の 集約化面積 (ha) ⑦	担い手の 農地集約化率 (%) ⑧=⑦/④	
現況									年度：平成○○年度
完了時									年度：平成○○年度
目標									年度：平成○○年度

② 担い手別一覧

番号	担い手	事業対象地域		農地中間管理権			
	区分	事業対象地域外の 経営面積 (ha)	地番	農地面積 (ha)	設定年月日	存続期間又は 続存期間 (申請日時 点)	権利の種類 (賃借権/使 用賃借による 権利)
1							
小計							
2							
小計							
3							
小計							
合計							

※一覧表は担い手別に整理する。

③ 農用地集約図

※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)		凡 例	
		既整備地域	緑 ----- で囲む
区分	隣接する 事業対象地域	赤 ----- で囲む	
	彩色区分	担い手番号(※)	
集積・ 集約 状況		1	
		2	
		3	
		4	
集約化算定地域		青 ----- で囲む	

(目標)		凡 例	
		既整備地域	緑 ----- で囲む
区分	隣接する 事業対象地域	赤 ----- で囲む	
	彩色区分	担い手番号(※)	
集積・ 集約 状況		1	
		2	
		3	
		4	
集約化算定地域		青 ----- で囲む	

2. 次世代農業発展計画

農村を次世代につなぎ、農業の発展を支えるため、既整備地域及びこれに隣接する事業対象農地を対象に、次のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載。

テーマ	取組方針
①高収益作物の導入による収益性の向上	生産コストの削減や高収益作物の導入の取組方針
②6次産業化など地域振興につながる生産拡大	加工・直販等の発展に必要な作物生産の拡大方針
③スマート農業による生産性の向上	UAV、ロボット、ICT、地下かんがい等先進技術の活用方針

別紙様式第12-3号

[新規]

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
(農林水産省農村振興局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇都道府県知事
氏 名 印

平成〇〇年度農地整備・集約協力金交付事業実施計画の承認（変更）申請に
ついて

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成31年3月〇〇日付け30経営第〇
〇号・平成31年3月〇〇日付け30農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）
第10の1の（2）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業実施計画の承認
（変更）を申請します。

添付資料：1 都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画
2 事業対象地域における以下のいずれかの資料
(1)実質化された人・農地プラン
(2)人・農地プランの実質化に向けた工程表

別紙様式第12-4号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇地方農政局長
(農林水産省農村振興局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)
氏 名 印

平成〇〇年度農地整備・集約協力金交付事業実施計画の承認通知書

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成31年3月〇〇日付け30経営第〇〇号・平成31年3月〇〇日付け30農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）
第10の1の（3）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業実施計画を承認したので通知する。

別紙様式第12-5号

[新規]

[新規]

県	地区
作成月日	年 月

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業完了報告書

〇〇地区

平成 年 月 日

〇〇県 〇〇市町村

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業完了報告

(目次)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

(1)農地整備・集約協力金交付概要

(2)農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

(3)農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

(1)農地整備・集約協力金交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 (%)	
---------------------------	--

協力金交付率 (%)	
---------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業 の事業費 (千円)	交付額 (千円)
平成〇〇年度		
平成〇〇年度		
平成〇〇年度		
計		

※ハード事業のうち定率助成の事業費

※交付額は、千円単位切り捨てとする。

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

① 概要一覧

都道府県名	市町村名	地区名	型名	受益面積 (ha)	受益者数 (者)		
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費(千円) (うち協力金対象事業費※)	定率助成における負担割合(%)			
				国	都道府県	市町村	農家
			()				

※耕作条件改善事業第2に定めるハード事業のうち定率助成の事業費

② 整備区域図

〇〇県 〇〇地区



〈位置図〉

(注) 既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。

※完了に伴う修正箇所について、分かるように記載すること

主要工種等	
既整備地域	・事業名：「〇〇事業」 ・地区名：「〇〇地区」 ・工期：〇〇年度～〇〇年度 ・工種：区画整理 ○ha 暗渠排水 ○ha …
隣接する事業対象地域	・工種：区画整理 ○ha 暗渠排水 ○ha …

凡例	
区 既整備地域	緑 -----で囲む
分 隣接する事業対象地域	赤 -----で囲む

(3) 農地集積・集約化概要

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

① 概要一覧

項目	既整備地域			隣接する事業対象地域				備考
	農用地面積 (ha) ①	担い手の 経営面積 (ha) ②	担い手の 農地集積率 (%) ③=②/①	農用地面積 (ha) ④	担い手の 経営面積 (ha) ⑤	担い手の 農地集積率 (%) ⑥=⑤/④	担い手の 集約化面積 (ha) ⑦	
現況								年度：平成〇〇年度
完了時								年度：平成〇〇年度
目標								年度：平成〇〇年度

② 担い手別一覧

番号	担い手 区分	事業対象地域外の 経営面積 (ha)	事業対象地域		農地中間管理権		
	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村構想水準達成者		地番	農地面積 (ha)	設定年月日	存続期間又は 残存期間 (申請日時 点)	権利の種類 (賃借権/使 用賃借による 権利)
1							
小計							
2							
小計							
3							
小計							
合計							

※一覧表は担い手別に整理する。

③ 農用地集約図

※完了に伴う修正箇所について、分かるように記載すること

※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)

凡 例	
区分	既整備地域 緑 ----- で囲む
	隣接する事業対象地域 赤 ----- で囲む
集積・集約状況	彩色区分 担い手番号(※)
	1
	2
	3
	4
集約化算定地域	青 ----- で囲む

(目標)

凡 例	
区分	既整備地域 緑 ----- で囲む
	隣接する事業対象地域 赤 ----- で囲む
集積・集約状況	彩色区分 担い手番号(※)
	1
	2
	3
	4
集約化算定地域	青 ----- で囲む

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別記）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（別記1）</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>別記1別紙1・別記1別紙2 [略]</p> <p>別記1別紙様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">（〇〇都道府県知事） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について （農地集積奨励金交付事業）</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙1第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。</p>	<p>（別記1）</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>別記1別紙1・別記1別紙2 [略]</p> <p>別記1別紙様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">（〇〇都道府県知事） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について （農地集積奨励金交付事業）</p> <p>農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。</p>

(単位：ha、%)

	累計 (ストック)
借受面積(①) うち転貸面積 (②)	
うち管理面積 うち費用負担のない面積 (③)	
貸付率 (②) / (①-③))	

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
 貸付率については、%単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。

添付資料：管理台帳
 費用負担がないことを証する資料

(単位：ha、%)

	単年度	累計 (ストック)
借受面積(①) うち転貸面積 (②)		
うち管理面積 うち費用負担のない面積 (③)		
貸付率 (②) / (①-③))		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
 単年度の欄において、過年度借入分は、() 書き外数で記載すること。

添付資料：管理台帳
 費用負担がないことを証する資料

(別記2-1)

機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金交付事業等)

第1・第2 [略]

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

(1) 集積・集約化タイプ

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

(2) 集約化タイプ

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手同士による耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

2 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第6により協力金を交付します。

(別記2)

機構集積協力金交付事業

第1・第2 [略]

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、第5により協力金を交付します。

2 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより (又は新規に集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより)、経営転換又はリタイアし

[削る。]

3 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1及び2の協力金の交付に要する経費を第7により補助します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1・2 [略]

[削る。]

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1)～(4) [略]

(5)(1)の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。

ア 人・農地プランが実質化されていること。

イ 平成31年度及び平成32年度に限り、人・農地実施要綱により、人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。

2 一度定めた「地域」の取扱い

た農業者及び農地の相続人並びに東日本大震災における被災農地貸付者に対し、第6により協力金を交付します。

3 耕作集積協力金交付事業

機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは借受希望者が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者及び2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付けた当該農地の所有者又は当該農地を機構に貸し付けた時点において当該農地を耕作していた農業者に対し、第7により協力金を交付します。

4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1から3までの協力金の交付に要する経費を第8により補助します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1・2 [略]

3 第3の1から3までの事業にかかる1の取崩額及び2の補助額は、^{*}新規集積農地面積に以下の金額を乗じて算定する金額の範囲内とします。

(1) 第3の1の事業の交付対象地域（平成30年度に交付を受ける地域に限る。）内の新規集積農地面積：5万円/10a

(2) (1)以外の新規集積農地面積：4.5万円/10a

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1)～(4) [略]

[新設]

2 一度定めた「地域」の取扱い

[削る。]

(1) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。

(2) ただし、本協力金の交付を受けた後に人・農地プランの対象区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

3 交付額

(1) の「機構の活用率」に応じて、4の(1)のイ及び4の(2)のイに定める各タイプの交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

注1：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月（平成31年度は、前年度の1月）から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積。

ただし、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われる地域については、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、2月末時点で集計した場合の交付額が、事業実施年度の9月から事業実施年度の翌年度の8月末までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含む）で算定した場合の交

(1) 本協力金の交付を受けた複数「地域」は、1の要件を満たす場合には合併することができます。

(2) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用います（(1)の場合には、合併後の「地域」をその年度の支払いの算定に用います。）。

[新設]

3 交付額

都道府県が以下の交付額の範囲内で、第10の4の(1)の交付基準に定める交付額

(1) 平成30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価（別記2別表1に掲げる市町村にあっては0.4万円/10aを加算）に機構への貸付面積を乗じた額

(ア) 「地域」の農地面積（農業振興地域の区域内の農地に限ります。

以下3において同じです。）に占める各年度の12月末時点における機構への貸付面積（以下「合計面積」といいます。）の割合が2割超5割以下：1.0万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあっては2.0万円/10a）

(イ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下

(ウ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：1.8万円/10a（別記2別表2に掲げる区域にあっては3.6万円/10a）再度交付申請する地域

付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注2:「再貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられたことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積。

注3:「対象期間前の貸付面積」とは、対象期間の起算日の前日時点で機構に貸し付けられている農地面積。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\begin{array}{rcl} \text{交付対象面積} & = & \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} \\ & & - \text{貸付期間6年未満の農地面積} \end{array}$$

4 交付要件及び交付単価

(1) 集積・集約化タイプ

ア 交付要件

集積・集約化タイプの交付を受けるためには、交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも1割以上であることが必要です。

(ア) 新たに担い手に集積される農地面積

(イ) 機構から転貸又は特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含む。）から機構に貸し付けられる前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注:「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されることをいいます。

イ 交付単価

(ア) 一般地域（(イ)の地域以外）

a 機構の活用率が20%超40%以下：1.0万円/10a

b 機構の活用率が40%超70%以下：1.6万円/10a

(2) 都道府県は、交付単価、交付単価区分、合計面積の集計時点（事業実施年度の12月末より前に限る。）及び交付要件の追加等について（1）のAにかかわらず第10の4の（1）の交付基準として別に定めることができます。ただし、「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が2割を超える必要があります。

[新設]

c 機構の活用率が70%超 : 2.2万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、(ア)のaの機構の活用率を10%超40%以下とします。

(イ) 中山間地域

a 機構の活用率が4%超15%以下 : 1.0万円/10a

b 機構の活用率が15%超30%以下 : 1.6万円/10a

c 機構の活用率が30%超50%以下 : 2.2万円/10a

d 機構の活用率が50%超 : 2.8万円/10a

(ウ) 別記2別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、(ア)及び(イ)の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等

(ア) イの(イ)の中山間地域の交付単価を適用する地域は、以下の全てに該当する地域とします。

a 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

b 「農林統計に用いる地域区分について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準(旧市区町村別)に該当すること。

(イ) 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、(ア)のaに該当する地域に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

エ 一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

1の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用

いて算定した額を合算して交付額を算定するものとします。

(2) 集約化タイプ

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 地域の農地面積に占める同一の担い手が耕作する1ha以上（中山間地域（(1)のウの（ア）のbに該当する地域）及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積の割合が目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じ。）までに20ポイント以上増加すること。

(イ) 同一の担い手が耕作する1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ 交付単価

(ア) 機構の活用率が40%超70%以下：0.5万円/10a

(イ) 機構の活用率が70%超：1.0万円/10a

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 経過措置

以下の全てに該当する「地域」については、平成31年度に限り、事業実施年度の前年度の9月から事業実施年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として交付額を算定できるものとします。

(1) 平成30年度の対象期間の終期である12月末を跨いで機構への貸付けが順次行われている「地域」。

(2) 平成30年度までに地域集積協力金の交付を受けていない「地域」。

4 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

[新設]

7 留意事項

(1) 4の(1)又は(2)のいずれかのタイプの交付を受けた地域は、同一年度に再度本協力金の交付は受けられません。

(2) 市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア 農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面(担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等)と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。

イ さらに、地域の話合いへの参画、地域の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

[新設]

第6 経営転換協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者(個人又は法人)とします。

(1)～(3) [略]

[削る。]

2 交付要件

(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。ただし、以下の自作地を除きます。

①～④ [略]

[削る。]

第6 経営転換協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者(個人又は法人)とします。

(1)～(3) [略]

(4) 別記2別表1に掲げた市町村における、被災農地貸付者

2 交付要件

(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること(又は新規に集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと)が必要です。なお、別記2別表1に掲げる市町村において、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。ただし、以下の自作地を除きます。

①～④ [略]

集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこ

(2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。ただし、以下の自作地を除きます。

①～③ [略]

[削る。]

[削る。]

(3) [略]

(4) [※]遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

とします。

(2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること (又は新規に集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと) が必要です。なお、別記2別表1に掲げる市町村において、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。ただし、以下の自作地を除きます。

①～③ [略]

集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

(3) 被災農地貸付者の場合

機構に対し、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された全ての農地を10年以上貸し付けること (又は新規に集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと) が必要です。ただし、以下の農地を除きます。

① 農業振興地域外の農地

② 機構が借り受けなかった農地

集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、②を除きます。また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

(4) [略]

(5) [※]遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です (別記2別表1に掲げる市町村内に所有する農地を除きます。)。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消にかかる交付要件を満たしたものとみなします。

(5) 自作地に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金^{*}に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、基盤強化法第21条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手續により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様です。

(6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

ア [略]

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、(2) に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。）

(7) [略]

[削る。]

(8) [略]

[削る。]

[削る。]

3 交付額

平成31年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度12月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します（交付申請の時期が、機構に貸し付けた日の属する年度の翌年度を過ぎた場合は交付されません。）。ただし、遊休農

[新設]

(6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

ア [略]

イ リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者及び被災農地貸付者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、(2) 又は (3) に準じて機構に対し農地を貸し付ける又は集落営農組織に対し特定農作業委託を行うことが必要です。）

(7) [略]

(8) 機構が集落営農組織に特定農作業委託した農地については、当該集落営農組織が計画に基づき法人化に向けた取組みを行っている場合に限り交付対象とします。

(9) [略]

(10) 第7の耕作者集積協力金の交付を受けた同一年度には本協力金の交付を受けられません。

(11) 都道府県は、第10の4の(1)の交付基準に定めることにより(1)から(10)までの他に交付要件を追加することができます。

3 交付額

事業実施年度の12月末において交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額の範囲内で第10の4の(1)の交付基準に都道府県が定めた額（面積当たり交付単価の設定及び交付単価区分の変更も可能）を交付します。ただし、遊休農地については、機構が

地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

(1) 平成31年度から33年度までの交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.5万円/10a（上限50万円/戸）

(2) 平成34年度及び35年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a（上限25万円/戸）

なお、平成34年度及び35年度は、第5の地域集積協力金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

ア [略]

イ 1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

(ア) 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第1号）」

(イ) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第2号）」

[削る。]

(2) [略]

5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

ただし、^{*}土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

[削る。]

借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

(1) 0.5ha以下 : 30万円/戸

(2) 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸

(3) 2.0ha超 : 70万円/戸

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

ア [略]

イ 1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

(ア) 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記2様式第1号）」

(イ) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記2様式第2号）」

(ウ) 被災農地貸付者は「経営転換協力金交付申請書（別記2様式第3号）」

(2) [略]

5 交付金の返還

(1) 市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、返還する必要はありません。

ア ^{*}土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合

イ 特定農作業受委託契約に係る交付対象農地について、機構に当該

6 経過措置

以下の全てに該当する者については、平成30年12月末までに機構に農地を貸し付けていた場合であっても、平成31年度に交付申請を行うことができるものとしします。

(1) リタイア等する際に機構に貸し付けた農地のうち、機構から最初に転貸された農地の転貸日が、平成31年1月以降であること。

(2) 平成30年度に本協力金の交付を受けられなかった理由が、(1)に該当したことのみであり、その他の平成30年度の交付要件(都道府県が交付基準に定めていた交付要件を含む。)を全て満たしていた者であること。

[削る。]

特定農作業受委託契約の残存期間以上の期間を機構に貸し付けるために、当該特定農作業受委託契約を解約した場合

[新設]

第7 耕作者集積協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する者としします。

(1) 2の(1)に定める交付対象農地が自作地である場合

交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者

(2) 2の(1)に定める交付対象農地が貸借地である場合

交付対象農地の所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に利用権を有している者

2 交付要件

(1) 以下のいずれかに該当する農地(以下「交付対象農地」といいます。)であること。

ア 以下に隣接する農地(同時に交付申請される場合は、隣接する農地に隣接する農地も含みます。)

(ア) 機構が所有権又は中間管理権を保有している農地

(イ) 機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者(以下「借受希望者」といいます。)が経営する農地

イ 以下のいずれかに該当する、一連の農作業の継続に支障が生じな

い農地

(ア) 畦畔で接続する2筆以上の農地

(イ) 農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地

(ウ) 各々一隅で接続する2筆以上の農地

(エ) 段状に接続する2筆以上の農地

(オ) 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

(2) 交付対象農地の所有者が、当該交付対象農地を10年以上機構に貸し付けること。

また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

(3) 交付対象農地が、機構から借受希望者に対し貸し付けられること。

なお、当該借受希望者が機構から交付対象農地を借り受けることにより、当該借受希望者が当該交付対象農地を含め、(1)のイの要件を満たす2筆以上の農地を経営することとなる必要があります。

(4) 1の(1)の農地を所有者自ら機構から借り受けた場合及び1の(2)の農地を機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び機構から借り受けた場合は交付対象となりません。

(5) 別記2別表3に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地については、当該補助金の交付要件である利用権等設定期間内は本協力金の交付対象農地となりません。

ただし、(出し手対策である)交付対象農地であり、かつ、(受け手対策である)規模拡大加算及び規模拡大交付金の交付対象農地でない場合は、利用権を有している者に対する本協力金の交付対象農地となります。

(6) 交付対象農地が貸借地の場合には、合意解約される賃借権又は使用貸借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前であること。

(7) 以下のいずれかの協力金、支援金の交付を受けた者は本協力金の交付を受けられません。

ア 第6の経営転換協力金

イ 第6の2の(9)に記載した経営転換協力金、被災地域農地集積

支援金及び経営転換支援金

(8) 都道府県は、第10の4の(1)の交付基準に定めることにより、(1)から(7)までの他に交付要件を追加することができます。

3 交付額

事業実施年度の12月末において交付要件を満たす農地面積(畦畔面積を含みます。)に5千円/10a(別記2別表2に掲げる区域にあつては2.0万円/10a)を乗じて算定する金額の範囲内で第10の4の(1)の交付基準に都道府県が定めた額を交付します。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

交付対象者は、「耕作者集積協力金交付申請書(別記2様式第4号又は第5号)」を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の所在する市町村長に提出してください。

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあつた交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

5 交付金の返還

(1) 市町村長は、耕作者集積協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った耕作者集積協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

(2) 土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還する必要はありません。

第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5及び第6の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第8 農地集積・集約化状況の報告等

1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業の交付対象地域ごとに、

第8 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5から第7までの事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

[新設]

事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集約化タイプの実施地域のうち、目標年度において交付要件を満たしていない地域があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3 市町村は、2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることが必要です。

4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとします。

5 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとします。

第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2-1別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

1・2 [略]

第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表3に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

1・2 [略]

第10 その他留意事項

1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記2-1様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。

2・3 [略]

4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。

5 交付対象の選定方法

(1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。

(2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。

(3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

[削る。]

第10 その他留意事項

1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、様式1号から5号まで別添により適切に取り扱うよう留意してください。

2・3 [略]

[新設]

4 交付基準

(1) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、あらかじめ以下について定めた交付基準を作成し、地方農政局長等の承認を受ける必要があります。

ア 第5の3の(3)、第6の2の(11)及び3並びに第7の2の(8)

及び3により都道府県が定める交付額や交付要件等

イ 交付対象の選定方法や交付額の調整方法等

(2) (1)の交付基準は、第4に規定する都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助の額を踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。

(3) 都道府県は、(1)で定めた交付基準について、市町村、農業者等へ公表し、その周知を行うものとします。

5 都道府県は、第4の3に係る新規集積農地面積のリスト等を作成し、集計・確認に要した書類と併せて本則第13に準じて保存してください。

なお、集計・確認に要した書類を都道府県以外の関係機関が保有している場合にあつては、都道府県から関係機関に対し、当該書類の保存を依頼してください。

(別記2-1別表1)

1 以下の市町村の区域のうち、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域。

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩 竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

2 以下の市町村の区域のうち、平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域

県名	区域名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 楢葉町 広野町

(別記2別表1)

[新設。]

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩 竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

[新設。]

[削る。]

(別記2-1別表2) [略]

別記2-1様式第1号

農業部門の減少による経営転換

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -) 都道 市区 府県 町村			
	電話	-	-	FAX	-
				申請印	印

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(別記2別表2)

県名	区域名
福島県	以下の市町村の区域のうち、平成23年4月22日時点における警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域 田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 楢葉町 広野町

(別記2別表3) [略]

別記2様式第1号

農業部門の減少による経営転換

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -) 都道 市区 府県 町村			
	電話	-	-	FAX	-
				申請印	印

(1) 経営面積

自作地	借地	貸付地(津波被災地域の場合)	合計
m ²	m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に記載していた農業部門

番号	品目



廃止する農業部門

番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
- ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
- ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
- ⑦ 施設花き ⑧ 茶
- ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
- ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付して下さい。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入して下さい。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入して下さい。
- ※ 遊休農地は、交付申請面積に含まれることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

[削る。]

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

[削る。]

[新設]

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(合計面積)			m ²

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付して下さい。
- ※ それぞれの面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入して下さい。
- ※ 遊休農地は、交付申請面積に含まれることはできません。

交付申請金額	万円
--------	----

交付単価	○○○○○○○○○○
	○○○○○○○○○○
	○○○○○○○○○○

(3) 耕作を続ける農地

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	--	-------------------------------

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合) 特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付して下さい。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

※ 都道府県は、第10の4の交付基準を踏まえて項目の追加を行うことができます。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	有・ 無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う 利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文 書で表明(※該当しない場合は申請できません。) <input type="checkbox"/> 該当する
----------------	---------	---

[削る。]

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

[削る。]

[削る。]

(別記2-1様式第1号及び第2号の別添)

個人情報の取扱い(例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	有・ 無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う 利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文 書で表明(※該当しない場合は申請できません。) <input type="checkbox"/> 該当する
----------------	---------	---

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合) 特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

※ 都道府県は、第10の4の交付基準を踏まえて項目の追加を行うことができます。

別記2様式第3号～別記2様式第5号 [略]

(別記2様式第1号から第5号までの別添)

個人情報の取扱い(例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金等 〔※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること〕
関係機関 (注2)	[略]

保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決推進事業（人・農地プラン作成事業及び地域農業支援組織対峙強化活動事業）、青年就農給付金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策、直接支払等推進事業、経営体育成支援事業等 〔※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること〕
関係機関 (注2)	[略]

〔別記2-2〕

機構集積協力金交付事業（農地整備・集約協力金交付事業）

第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域の農地耕作条件改善事業の実施地区において、担い手への農地の集約化に応じて農業者の事業費負担を軽減することにより、機構を活用した農地の集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業の内容

対象となる農地耕作条件改善事業の事業実施主体に対し、農業者の事業費負担分として、協力金を交付します。

〔新設〕

第3 国による補助

国は事業実施主体に対して、予算の範囲内で本事業に必要な経費を補助します。

第4 対象事業

本事業の対象は、農地耕作条件改善事業のうち、耕作条件実施要綱第2の1の地域内農地集積型又は第2の2の高収益作物転換型とします。

第5 交付要件

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

1 農地中間管理権

(1) 耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農地（以下「事業対象農地」といいます。）について、本事業の申請日において有する農地中間管理権の存続期間又は残存期間が15年以上であること。

(2) 事業対象農地における農地中間管理権については、本事業の申請日から少なくとも5年以上、使用貸借による権利によって設定されること、又は、賃借権によって設定される場合にあっても、本事業の申請日から少なくとも5年以上、貸借料が物納によって支払われること。

2 事業対象農地

(1) 事業対象農地は、過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区における農地に隣接している農地であること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとします。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの

(2) 事業対象農地の面積の合計は、10ヘクタール未満（中山間地域にあ

っては5ヘクタール未満）であること。なお、「中山間地域」とは、

本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。

ア 沖縄県若しくは奄美群島又は離島振興法（昭和28年法律第72号）

第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定され

た離島

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の

規定に基づき指定された地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき

指定された地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき

指定された地域

オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1

項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により

過疎地域とみなされる区域を含む。）

カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促

進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特

定農山村地域

キ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3

条の規定に基づき指定された地域又は事業施行地域内農用地域内の

平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

ク アからキまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と

認める地域

3 人・農地プラン

事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランの

エリアに含まれていること。

(1) 人・農地プランが実質化されていること。

(2) 平成31年度及び平成32年度に限り、人・農地実施要綱により、人・

農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。

4 担い手への集積

(1) 目標年度（事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象となる農地耕作条件改善事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。以下同じ。）までに、事業対象農地の全てが担い手に集積されること。

(2) (1)において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること。

5 受益者

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区の受益者は3者以上であること。

第6 交付額

1 耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の当該年度の事業費に、次の助成割合を乗じた額を交付します。

(1) 目標年度における担い手の農地集約化率が80パーセント以上：0.050

(2) 目標年度における担い手の農地集約化率が90パーセント以上：0.085

(3) 目標年度における担い手の農地集約化率が100パーセント：0.125

2 担い手の農地集約化率は、事業対象農地の面積に占める担い手に集約化した農地の面積の割合により算出します。なお、本事業に関して「集約化」とは、同一の経営体が経営する農地であって、1ヘクタール（中山間地域及び樹園地にあつては0.5ヘクタール、都道府県知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いた上で、1ヘクタール以上の面積を定めたときは、その面積）以上の隣接している農地となることをいいます。

3 事業対象農地において、平成31年度以降に交付された経営転換協力金の算定対象となった農地を含む場合には、本協力金の交付額は、当該農地分の経営転換協力金の交付額を減じた値とします。

第7 交付金の使途

事業実施主体は、対象となる農地耕作条件改善事業における事業費の農業者負担分に本協力金を充当するものとします。

第8 交付金の返還

事業実施主体の長は、目標年度において、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付された本協力金を返還する必要があります。ただし、土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還する必要はありません。

(別記3)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

(1)・(2) [略]

(3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、平成30年11月16日に改正された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正後の基盤強化法等に基づき行われる所有者不明の農地について所有者に関する情報の探索等にかかる経費を支援します。

(4) [略]

(5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。(イからオまでに係る経費は農地情報公開システムに関するものに限る。)

ア・イ [略]

ウ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳(以下「住基・固定台帳」という。)との照合作業に要する経費

エ・オ

(別記3)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

(1)・(2) [略]

(3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等(農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査のための権利関係の調査を含む。)に要する経費を支援します。

(4) [略]

(5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

[新設]

ウ・エ [略]

(6) [略]

(7) 農地所有者等の意向確認調査

農業委員又は農地利用最適化推進委員による戸別訪問調査その他の方法により、農業委員会の区域の全部又は一部の農地所有者等に対して、農地の管理・利用状況、将来の貸借等の意向、経営意向、後継者の有無等を確認するための調査（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項に規定する利用意向調査を除く。）を実施する際に、農業委員会事務局において必要な次に掲げる経費を支援します（ただし、調査票の配布・回収等を委託する場合を除く。）。

ア 調査票の作成・印刷

イ 農地の所有者等に対する調査票の配布・回収

ウ 調査結果の集計・分析、調査結果を踏まえた利用調整活動

(8) その他 [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 農地集積の推進活動

ア 農地集積・集約化のための相談対応、利用調整活動等

[削る。]

イ・ウ [略]

(2)・(3) [略]

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会等に対する支援

ア～ウ [略]

エ 農地情報公開システムに関する調査、指導及び助言

(6) [略]

[新設]

(7) その他 [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 農地集積の推進活動

ア 農地所有者の所在の特定及び所有者等に対する農地の管理・利用状況、将来の経営意向、後継者の有無等についての調査

イ アの活動等により得た情報を踏まえた利用調整活動

ウ・エ [略]

(2)・(3) [略]

3 広域的な農地利用調整活動などへの支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会等に対する支援

ア～ウ [略]

[新設]

(2)～(4) [略]

4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農地情報公開システムの管理

農地情報公開システムを管理するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

エ [削る。]

ウ [略]

(2) [略]

(3) 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定

イ 農業委員会等が継続して照合作業を実施することができる体制づくりのために都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する取組に必要な支援

ウ その他照合作業に必要な支援

(2)～(4) [略]

4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農地情報公開システムの管理

農地情報公開システムを管理するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

ウ 農地情報公開システムの普及啓発に必要な取組

エ [略]

(2) [略]

[新設]

第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること（事業実施主体が市町村の場合を除きます。）とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類（議事録又は活動計画等）を提出してください。

1 第2の1及び2の事業の要件

第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること（事業実施主体が市町村の場合を除きます。）とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類（議事録又は活動計画等）を提出してください。

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(6) [略]

(7) 第2の1の(7)の調査の実施主体となる農業委員会においては、以下のいずれかを満たすことを要件とします。

① 農業委員会事務局に置かれた職員（臨時的に雇用した者を除く。

以下同じ。）の人数が3名以下の農業委員会

② 農業委員会事務局に置かれた職員の人数が4名以上6名以下の農業委員会にあっては、専任の職員の数に、当該農業委員会の置かれた市町村の部局と兼任となっている職員の人数の1/2を加えた合計が、3以下である農業委員会

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地等の台帳の整備

ア [略]

イ 農地に関する地図の更新に関する経費については、農地情報公開システムを管理する上で必要な地図の更新に限ることとします。また、市町村内他部局との連携等により、経費の縮減に努めることとします。

(3) 第2の2のアの農業者等への意向確認調査については、農業委員会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の参加を得て調査を実施するものとします。また、当該調査の結果は、市町村、機構、都道府県農業委員会ネットワーク機構など関係機関への情報提供、地図による地域の現況把握、地域の話合いに出席した農業委員及び農地利用最適化推進委員が報告等を行う際に活用するよう努めるものとします。

2～4 [略]

5 第2の5の事業の留意事項

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、農地情報公開システムに係る

(1)～(6) [略]

[新設]

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地等の台帳の整備

ア [略]

イ 農地に関する地図の更新に関する経費については、農地整備が行われた場合等における大規模な地図の更新に限ることとします。また、市町村内他部局との連携等により、経費の縮減に努めることとします。

[新設]

2～4 [略]

[新設]

改修を実施する場合、改修内容については、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

(2) 農林水産省は、(1)の協議の結果、必要に応じて条件を付すことができることとします。

(3) 研修は、パソコン等を活用した操作研修により実施してください。

(4) 研修の開催に当たっては、研修の終了後、速やかに受講者に研修に関するアンケートを提出させるものとします。

(5) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。

(6) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)の事業を実施する事業者（以下「照合変換作業事業者」といいます。）を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとします。

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

(1)～(4) [略]

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、交付金の一部又は全部を返還させるものとします。

2 [略]

第6～第9 [略]

別記3様式第1号～別記3様式第3号 [略]

別記3様式第4号

平成〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

(1)～(4) [略]

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとします。

2 [略]

第6～第9 [略]

別記3様式第1号～別記3様式第3号 [略]

別記3様式第4号

平成〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

(1)・(2) [略]

[削る。]

(3) その他 [略]

2 [略]

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産
課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)の(ア)から(ウ)までの取
組内容について、簡潔に記載すること。

別記3様式第5号～別記3様式第7号 [略]

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理

(1)・(2) [略]

(3) 農地情報公開システムの普及啓発に必要な取組の実施

実施時期	及啓発の対象者	実施内容・方法	備考

(4) その他 [略]

2 [略]

[新設]

別記3様式第5号～別記3様式第7号 [略]